

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">組合そくほう</h1> <p>全大教ホームページ http://www.zendaikyo.or.jp/ 信 州 大 学 教 職 員 組 合 URL http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/</p>	<p>信州大学教職員組合事務局 直通電話： 0263-33-0933 (FAX 兼用) 内 線 ： 811-2341 akarenga@kbf.biglobe.ne.jp 通算 880 号 2019 年 12 月 6 日発行</p>
---	--

「パートタイム・有期雇用労働法」改正案 提示

令和2年4月1日から施行されるパートタイム・有期雇用労働により導入される同一労働同一賃金への対応が11月28日の団体交渉で示されました。

提示された内容は、組合のホームページに掲載しています。(上記URL参照)

非常勤職員の基本給額の引き上げ。(資料1-1)

事務系非常勤職員の時間給の場合、採用から5年間は950円(現行900円)5年超えると1,000円(有期雇用・無期雇用とも同じ。現行950円)と提示されています。日給の方、教育・研究系、医療系、技術系の非常勤職員及びシニア雇用職員もアップされています。

非常勤職員の休暇。(資料1-2)

組合より何回も申し入れていた夏季休暇、人事院勧告などで話題となっていた、結婚休暇や忌引休暇など多くの特別休暇が、有給で休めることになりました。

現行の夏季休暇の見直し。(資料1-3)

令和2年度より、常勤・非常勤それぞれ3日の夏季休暇に加えて、2日間の有給休暇を加えて、8連休以上の休みとする案が提案されました。2日間は法律で認められている「年次有給休暇の計画的付与制度」を使います。

既に大学法人より提案があった他大学の状況から考えて、厳しい提案があるものと覚悟して団体交渉に臨みました。出された案を見る限り、今回施行されるパートタイム・有期雇用労働法により導入される「同一労働同一賃金」の主旨を、しっかり理解して対応しているように見受けられます。今回の大学からの提案を評価したいと思います。

とは言え、不 満 もあります。

内容について、これから組合執行部で可否や意見をとりまとめます。

ご意見のある方は、組合事務局 akarenga@kbf.biglobe.ne.jp までご連絡ください。

.....

合同職懇 12月7日(土)13:30 松本キャンパス 理学部 多目的ホール
 今年は 全大教関東甲信越地区協議会議長の植木先生の話、支部からの報告、大学からあった非常勤職員の待遇について討論します。終了後は懇親会を予定しています。
 皆様のご参加をお願いします。(今からでも申し込めます)